

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院
一般病棟耐震化及び長寿命化調査検討業務委託

業務委託仕様書

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院

1 委託業務の名称

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院一般病棟耐震化及び長寿命化調査検討業務委託

2 委託業務の目的

むつ総合病院一般病棟は、平成28年7月に行った耐震診断において震度6強から7程度の地震で倒壊の恐れがあることが判明している。また、昭和52年に竣工し築47年が経過しているため、外壁や建具等の改修や設備機器等の更新が必要となっている。

このことから、本委託業務において一般病棟の耐震補強の可能性を判断すること。また、改修後40年以上の長寿命化の可能性について、現状の調査を行い、報告書として提出することを目的とする。

3 委託場所

むつ市小川町一丁目地内

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年9月5日まで

5 調査対象施設の概要

- ・建物用途 一般病棟（昭和52年9月竣工）
- ・構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上8階 PH1階
建築面積 1,781.65 m² 延床面積 12,027.54 m²
- ・その他 耐震診断 平成28年7月 $I_s/I_{so}=0.62$ $C_{tu} \cdot S_d=0.28$

6 業務内容

委託する業務内容は、以下のとおりとする。ただし、各業務の中で必要となる資料等の提供、関係課との協議、調整は受注者が行う。

（1）現地調査

調査対象施設の現況調査（建築物の劣化度、設備機器及び配管等の更新必要時期等）

（2）耐震性向上への検討

耐震診断の結果及び調査対象施設の現地調査を基に施設の耐震性向上の検討を行う。

（3）重要度係数を用いた場合の耐震性向上の検討を行う。

（4）長寿命化への検討

長寿命化については、改修後40年以上の使用を目標に検討を行う。

ア 調査対象施設の現地調査を基に躯体の長寿命化の検討を行う。

イ 調査対象施設の現地調査を基に設備機器及び配管等の長寿命化の検討を行う。

7 本業務実施にあたっての注意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令および条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたっては、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、統括責任者及び担当者を選任し、発注者に報告すること。
- (5) 受注者は、当該業務の進捗状況の報告として月初めに業務委託報告書を提出すること。
- (6) 本業務に関する発注者との打合せは適宜行うこと。また、打合せを行った際は速やかに記録を作成し発注者に提出すること。
- (7) 本業務の一部を新たに再委託する場合は、予め発注者に再委託承認申請書を提出し、発注者の承認を得ること。
- (8) 受注者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (9) 発注者が提供する情報・資料等について、発注者の許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

8 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務内容及び業務遂行方針
 - イ 業務詳細工程
 - ウ 業務実施体制及び組織図
 - エ 総括責任者、主任技術者、担当者一覧表及び経歴書
 - オ 再委託先がある場合は、再委託先の概要および担当技術者一覧表
 - カ 業務フローチャート
 - キ その他、発注者が必要とする事項
- (3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承認を受けること。

9 打合せの記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は適宜打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録する。

記録は、速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として発注者に電子メールで送付すること。

10 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果物を提出し、発注者の検査を受けること。

- (2) 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果物の提出期限を指定した場合には、指定する期限までにその時点における成果物を提出し、検査を受けること。

1.1 適用基準等

特記なき場合は下記による。

- | | |
|---|------------|
| (1) 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械） | （令和7年版） |
| (2) 公共建築木造工事標準仕様書 | （令和7年版） |
| (3) 公共建築設備工事標準図（電気・機械） | （令和7年版） |
| (4) 建築設計基準 | （令和6年版） |
| (5) 建築設計基準の資料 | （令和6年版） |
| (6) 建築構造設計基準 | （令和3年版） |
| (7) 建築構造設計基準の資料 | （令和3年版） |
| (8) 建築設備計画基準 | （令和6年版） |
| (9) 建築設備設計基準 | （令和6年版） |
| (10) 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械） | （令和7年版） |
| (11) 建築物解体工事共通仕様書 | （令和4年版） |
| (12) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | （平成25年版） |
| (13) 官庁施設の環境保全性基準 | （令和7年版） |
| (14) 木造計画・設計基準 | （令和7年版） |
| (15) 木造計画・設計基準の資料 | （令和7年版） |
| (16) 青森県福祉のまちづくり条例（整備マニュアル） | （平成11年3月版） |
| (17) 青森県公共事業景観形成基準（及びガイドプラン） | （平成9年2月版） |
| (18) 青森県景観色彩ガイドプラン | （平成12年3月版） |
| (19) 建築工事設計図書作成基準 | （令和2年版） |
| (20) 建築工事設計図書作成基準の資料 | （令和2年版） |
| (21) 建築設備工事設計図書作成基準 | （令和6年版） |
| (22) 建築構造設計指針（文部科学省） | （令和6年3月版） |
| (23) 構内舗装・排水設計基準 | （平成27年版） |
| (24) 構内舗装・排水設計基準の資料 | （平成27年版） |
| (25) 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター） | （2014年版） |
| (26) 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン | （平成22年版） |
| (27) 官庁施設の基本的性能基準 | （令和6年版） |
| (28) 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | （平成8年版） |
| (29) 営繕事業のプロジェクトマネジメント要領 | （平成25年版） |
| (30) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 | （平成18年版） |
| (31) 敷地調査共通仕様書 | （令和4年版） |
| (32) 排水再利用・雨水利用設備計画基準 | （平成28年版） |
| (33) 官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン | （平成21年版） |
| (34) 建築物のライフサイクルコスト | （令和5年版） |
| (35) むつ市景観条例 | （令和3年版） |

1.2 資料の貸与および返却

- (1) 業務を進めるにあたっては、これまでの検討資料のうち必要なものについて、発注者から貸与する。
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、業務が終了したときは、速やかに発注者に返却すること。

1.3 成果物

(1) 成果物

- ア 6-(1)～(4)において作成した検討資料及びバックデータ等
- イ その他

(2) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、本業務終了後であっても、発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し発注者へ再提出しなければならない。

(3) 成果物の帰属

成果物及び作業工程における印刷物や書類等に係る一切の権利は、発注者に帰属する。(個人情報に関するものも含む) また、これらの成果物の第三者への提供や内容の転用については発注者の承諾を必要とする。

(4) 納品等

- ア 成果物は、製本3部、及び電子納品1部による。
- イ 電子納品は、以下のとおりとする。

CD-R又はDVD-Rに委託名称等を印刷して提出すること。

電子データ：Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointなどを使用して作成すること。また、使用した写真データ(Jpeg形式)やCADデータについても、オリジナルデータを提出すること。(提出するデータ形式は、発注者と受注者双方の協議により最終的に決定する。)

1.4 受注者に求める基本的事項

- (1) 本事業を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (2) 業務委託の実施に当たり随時の連絡に対応できる体制がとれること。
- (3) 仕様書に定めがなくても、当該業務の遂行に不可欠であると判断される事項があれば積極的に提案すること。
- (4) 本事業を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に定めのないもの、これによりがたい事項については、発注者と受注者の協議により決定する。

- (2) 受注者は本業務中に知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。
- (3) 本業務は、むつ総合病院新病棟建設事業Ⅰ期工事（病棟建設工事）の入札中止を受け、今後の整備計画の方向性を判断するために業務委託を行なうものであるため、可能な限り業務完了が最短となるよう工程を組むこと。
- (4) 本業務は、耐震化及び長寿命化の可能性を判断する業務委託であるが、業務の進捗に併せ業務内容や委託期間、それに伴う所要業務人工数について、発注者と受注者が協議のうえ、変更する場合がある。